

ID: 1873

担当部署: 都市整備課

処分の概要	土地使用禁止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第20条</p> <p>3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主(第5項第1号及び第2号並びに第6項において「土地所有者等」という。)に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第16条第1項の規定に違反して第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けずに宅地造成等に関する工事が施行された土地</p> <p>(2) 第17条第1項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第13条第1項の規定に適合していないと認められた土地</p> <p>(3) 第17条第4項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地</p> <p>(4) 第18条第1項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地</p>			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日